

説明会の日程

開催日	場所	対象地区
10月15日(水)	武雄市北方公民館	北方町
10月16日(木)	武雄市山内公民館	山内西地区
10月17日(金)	武雄市山内公民館	山内東地区

※いずれも19時30分から開催します。

※山内町の地区割りは原則ですのでどちらでも参加できます。

これらの規則を受けます

- ①木造住宅などの小規模な建築物も建築確認申請が必要となります。(22条地域以外)
- ②建築の制限(建ぺい率・容積率の制限、接道義務など)がかかります。
- ③3,000㎡以上の開発行為は許可が必要になります。
- ④大規模集客施設(10,000㎡超)の立地が制限されます。

このような効果があります

- ①事前の申請手続きにより構造上、防火上、衛生上適切な建築を誘導します。
- ②建て混みを防止し、安全な街並みを誘導します。
- ③不良なミニ開発の発生が防止できます。

人口減少社会を迎え、多くの人々が暮らしやすい秩序あるまちづくりを進めるため、佐賀県及び武雄市では北方町、山内町の下記の区域を準都市計画区域に指定する準備を進めています。そこで住民の皆さまに区域指定の内容、指定による効果、規制内容などについてご理解いただくために説明会を開催します。

北方町、山内町 準都市計画区域指定の説明会

山内町 準都市計画区域



準都市計画指定区域内

建築基準法の22条地域

北方町 準都市計画区域



問

武雄市都市計画課

☎(23)9418 担当:山口

佐賀県まちづくり推進課

☎0952(25)7159

佐賀県建築住宅課

☎0952(25)7165